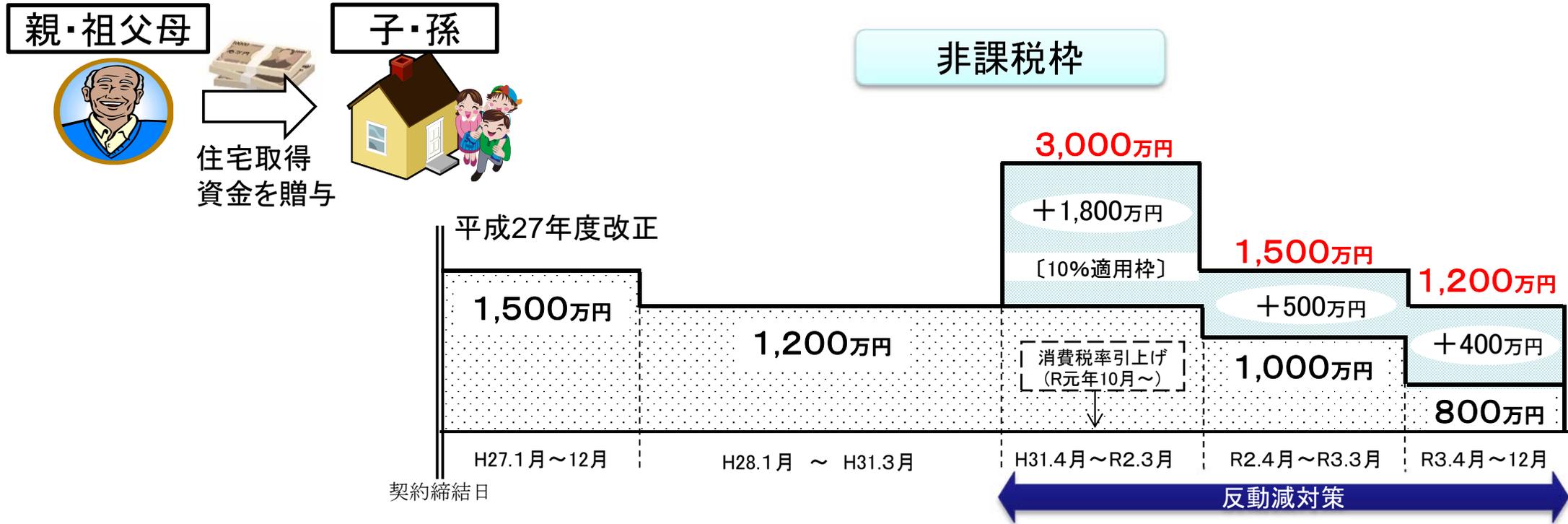


住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

制度の概要

- 親・祖父母等(贈与者)が住宅取得等の資金を贈与する場合、子・孫等ごとに契約締結の時点に応じた非課税枠まで非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳以上、合計所得金額2,000万円以下)
- 平成27年1月1日から令和3年12月31日までの措置(前身の同様の制度は平成21年に創設)。



(注) 1 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠はそれぞれ500万円減。
 2 平成31年3月末までに請負契約を締結すれば、引渡し令和元年10月を過ぎても、消費税率は旧税率(8%)を適用。
 3 東日本大震災の被災者に係る非課税枠は、令和3年12月末まで、耐震・エコ・バリアフリー住宅:1,500万円、一般住宅:1,000万円。
 ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の平成31年4月から令和2年3月までの非課税枠については、耐震・エコ・バリアフリー住宅:3,000万円、一般住宅:2,500万円。
 4 床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋が対象。原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

第二 令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

②資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

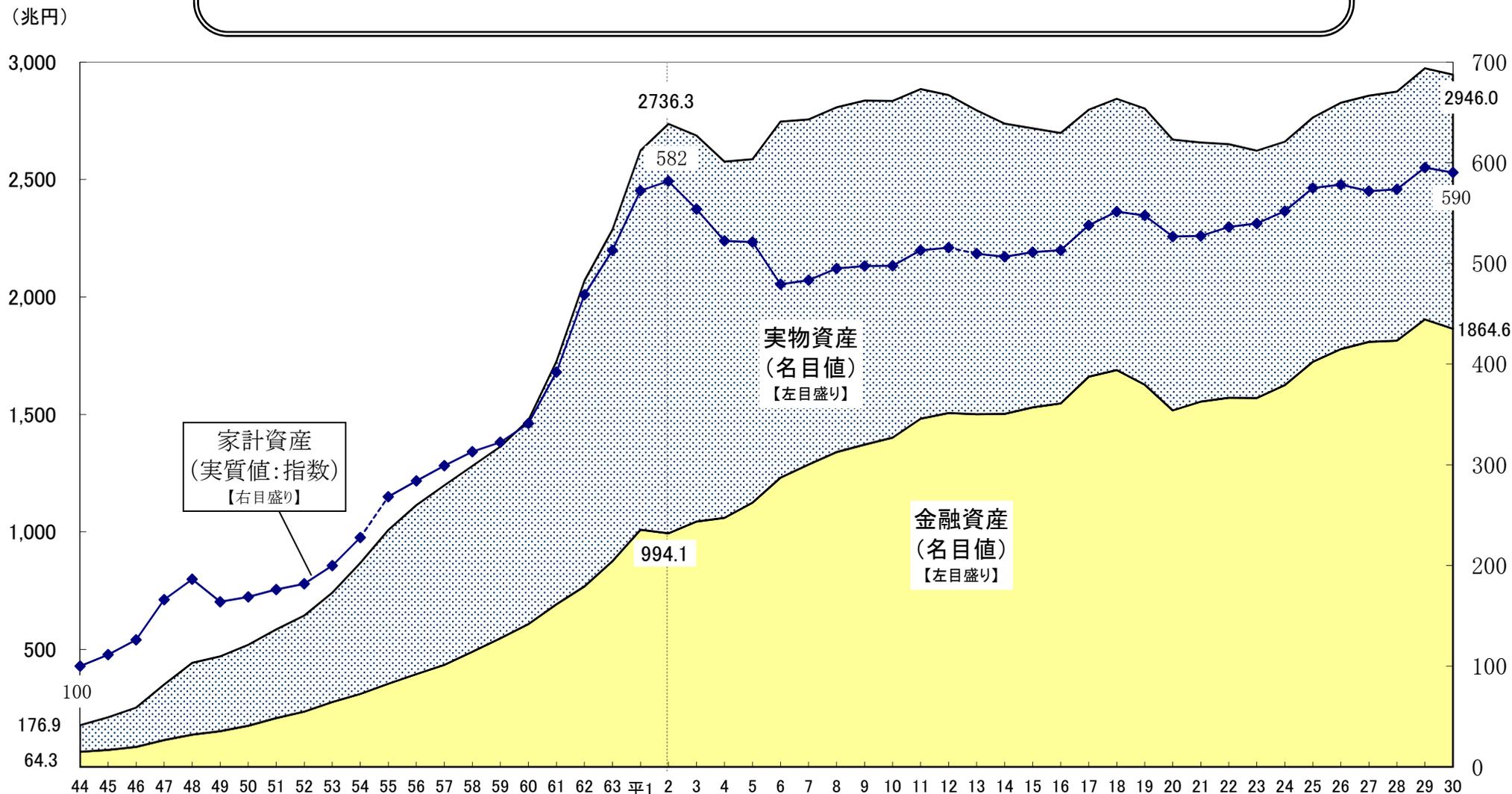
我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

参 考 资 料

家計資産残高の推移

家計資産残高は、バブル期以後おおむね横ばいとなっているが、金融資産残高については増加傾向にあり、近年では実物資産残高を上回る額となっている。



(出典) 国民経済計算(内閣府)による。なお、昭和44年から昭和54年は68SNA(平成2年基準)により、昭和55年から平成5年は93SNA(平成12年基準)により、平成6年から平成30年は08SNA(平成23年基準)によっており、それぞれの計数は接続しない。

(注1) 「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。

(注2) 家計資産(実績値: 指数)は、各年の家計資産(名目値)をデフレーターを用いて実質値化し、昭和44年を100として指数化したもの。

主要国における相続税の概要

(2020年1月現在)

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
課 税 方 式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最 低 税 率	10%	18%	40% ^(注4)	7% ^(注6) 続柄の親疎によ り、税率は3種類	5% ^(注6) 続柄の親疎によ り、税率は4種類
最 高 税 率	55%	40%		30% ^(注6) (最高税率 50%)	45% ^(注6) (最高税率 60%)
税率の刻み数	8	12	1 ^(注4)	7	7
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	^(注2、3) 基礎控除: 1,158万ドル (12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者: 免税	^(注4、5) 基礎控除: 32.5万ポンド (4,583万円) 配偶者: 免税	配偶者 ^(注7、8、10) : : 75.6万ユーロ (9,148万円) 子 ^(注8、9、10) : 40万ユーロ (4,840万円)	配偶者(免税) ^(注8、10) 直系血族: 10万ユーロ (1,210万円)
累積制度	相続前3年間に ^(注1) 贈与された財産	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 ^(注4)	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

(注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。

(注2) アメリカの基礎控除は、贈与税と遺産税に共通な生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。

(注3) アメリカでは、遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、遺産税額から控除可)。贈与税にかかる年間の控除額(受贈者1人あたり1.5万ドル(164万円))を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。

(注4) イギリスの相続税率は原則40%。ただし、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可)を控除した残額を、相続財産価額に合算する。

(注5) イギリスでは、居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(2億8,200万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逦減する)。

(注6) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は直系血族の税率によった。

(注7) ドイツでは、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(6,050万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,098万円)が認められる。

(注8) ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、相続税額から控除可)。

(注9) ドイツでは、子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(4,840万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(125万円)~52,000ユーロ(629万円)の特別扶養控除が認められる。

(注10) ドイツでは両親や兄弟姉妹等に対して、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。

(備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。

(備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

主要国における贈与税の概要

(2020年1月現在)

	日本		アメリカ	イギリス ^(注6)	ドイツ	フランス	
	暦年課税	相続時精算課税					
納税義務者	受贈者	受贈者 ^(注3)	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者	
税率	最低税率	10%	18%	—	7% ^(注8)	5% ^(注8)	
	最高税率	55% ^(注1)	40%		30% ^(注8)	続柄の親疎により、税率は3種類(最高税率50%)。	45% ^(注8)
	税率の刻み数	8 ^(注1)	1		12		7
累積制度	なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去10年分)	あり(過去15年分)	
相続財産への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分	
基礎控除等	基礎控除(年間) ^(注2) :110万円	特別控除(累積) ^(注2) :2,500万円	(生涯累積:遺産税と共通) ^(注4,5) 1,158万ドル(12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者:免税	(7年累積:相続税と共通) ^(注7) 32.5万ポンド (4,583万円) 配偶者:免税	(10年累積:相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:50万ユーロ (6,050万円) ・子:40万ユーロ (4,840万円) 等	(15年累積:相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:80,724ユーロ (977万円) ・直系血族:10万ユーロ (1,290万円) 等	

(注1)直系尊属から20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。

(注2)日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。

(注3)日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。

(注4)アメリカでは、贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価額から年間の控除額(受贈者1人あたり15,000ドル(164万円))を控除した額について、贈与財産価額・遺産価額に合算する。

(注5)アメリカでは、生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。

(注6)イギリスでは、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、贈与者に対して、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。

(注7)イギリスでは、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円))を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与(相続)する場合は、7年累積分の基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、贈与(相続)財産総額が200万ポンド(2億8,200万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注8)ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。

(注9)ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。

(備考)邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

相続税の課税状況等の国際比較

	日本 (2018年)	アメリカ (2018年)	イギリス (2016年度)	フランス (2014年)	(参考)ドイツ (2018年)
死亡者数(A)	136.2 万人	283.9 万人	61.0 万人	56.9 万人	94.9 万人
課税件数 ^(注1) (B)	11.6 万件	0.5 万件	2.8 万件	11.1 万件	(11.6) 万件
課税割合(B/A)	8.5 %	0.2 %	4.6 %	19.5 %	(12.2) %
遺産総額 ^(注2,3) (C)	16.3 兆円	873.1 億ドル (9.5 兆円)	401.3 億ポンド (5.7 兆円)	—	(254.1)億ユーロ (3.1 兆円)
納付総額 (D)	2.1 兆円	202.0 億ドル (2.2 兆円)	50.5 億ポンド (0.7 兆円)	88.7 億ユーロ (1.0 兆円)	56.9 億ユーロ (0.7 兆円)
負担割合 (D/C)	13.0 %	23.1 %	12.6 %	—	(22.4) %

(注1) 日本、アメリカ、イギリス、フランスにおいては、課税件数は被相続人一人につき一件とカウントされているのに対し、ドイツは相続人一人につき一件の申告が行われるため、課税件数は相続人一人につき一件とカウントされている。

(注2) 各国の遺産総額は相続税申告者(基礎控除額等を超える遺産額がある者)の遺産額のうち、葬式費用等を控除した後の遺産額で、配偶者控除(又は配偶者非課税移転額)及び基礎控除(又はそれに類する一般的に適用される控除)を控除する直前の課税遺産額の総額として最も近い統計データを記載している。

(注3) ドイツ・フランスでは遺産取得課税方式が採用されており、各相続人の課税対象となる遺産額のベースが、遺産課税方式を採用しているアメリカ、イギリス及び法定相続分課税方式を採用している日本とは異なる。

(出典) 各国資料

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。

我が国の相続税と贈与税の一体化の変遷

改正時期	一体化の変遷	課税方式	
		相続	贈与
明治38年 <small>(相続税法施行)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○相続前1年間の贈与を相続財産に合算 	遺産課税	—
昭和22年	<ul style="list-style-type: none"> ○一生累積型の贈与税が導入されたが、基礎控除・税率表は相続税と別建て ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算 		贈与者課税
昭和25年 <small>(シャープ勧告)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○取得者の一生を通ずる累積課税に改組 ○贈与税が相続税に一本化され、基礎控除・税率表が贈与と相続で共通化 	取得課税	
昭和28年	<ul style="list-style-type: none"> ○累積課税が廃止され、贈与税が復活（暦年課税） ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算 	遺産取得課税	受贈者課税
昭和33年	<ul style="list-style-type: none"> ○法定相続分課税方式の導入 ○贈与税の3年間の累積課税方式の導入（昭和50年に廃止） ○相続前贈与の合算期間を3年に延長 	法定相続分課税	
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ○相続時精算課税制度の導入 		